省令

○厚生省令第四十二号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十四条、第十四条の二、第十五条の二、第十六条第二項及び第三項並びに第三十七条の規定に基づき、老人福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日　厚生大臣　丹羽　雄哉

老人福祉法施行規則の一部を改正する省令

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項第七号中「入所定員」の下に「又は入居定員」を加える。

第一条の八を次のように改める。

（老人居宅生活支援事業の変更の届出）

第一条の八　法第十四条の二に規定する厚生省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

第一条の九中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

第三条の二及び第四条を次のように改める。

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二　法第十五条の二第一項に規定する厚生省令で定める事項は、第一条の十第一項各号に掲げる事項とする。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出）

第四条　法第十五条の二第二項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　施設の名称及び所在地

二　土地又は建物に係る権利関係

三　建物の規模及び構造並びに設備の概要

四　施設の運営の方針

五　職員の定数及び職務の内容

六　事業開始の予定年月日

第四条の三の見出し中「若しくは休止」を「、休止若しくは入所定員の減少」に改め、同条第一号及び第二号中「若しくは休止」を「休止し、若しくは入所定員を減少」に、同条第三号中「又は休止」を「休止し、又は入所定員を減少」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員

第五条の見出し中「若しくは休止」を「、休止若しくは入所定員の減少」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

第五条第一号中「若しくは休止」を「休止し、若しくは入所定員を減少」に、同条第二号中「又は休止」を「休止し、又は入所定員を減少」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　入所定員を減少しようとする場合にあつては、減少後の入所定員

第五条の二に次の一項を加える。

2　法第三十四条の二第二項により読み替えて適用された法第十八条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

第二十条の二中「別記様式第二」を「別記様式第三」に改める。

第二十一条中「別記様式第三」を「別記様式第四」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第三十四条の二第二項により読み替えて適用された法第二十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

第二十三条中「又は指定都市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改め、「及び第一条の八」、「及び第三条の二」及び「、第四条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と」を削る。

第二十四条中「又は中核市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改め、「及び第一条の八」、「及び第三条の二」及び「、第四条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第四項及び第五条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と」を削る。

別記様式第一中「厚生大臣又は」を削る。

別記様式第三を別記様式第四とし、別記様式第二を別記様式第三とし、同様式の前に次の様式を加える。

別記様式第二

（表　面）

質問又は立入検査を行う職員の証（第五条の二関係）

第　　号

所属庁

職　名　　氏　名

右の者は、老人福祉法に基づいて養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの関係者に対して質問し、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

厚生大臣

氏　名　　㊞

（裏　面）

老人福祉法（抄）

（報告の徴収等）

第十八条

2　都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（緊急時における厚生大臣の事務執行）

第三十四条の二　第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同項の規定による認可の取消しを除く。）又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

備考　この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

別記様式第四号の次に次の様式を加える。

別記様式第五

（表　面）

有料老人ホーム調査員の証

第　　号

所属庁

職　名　　氏　名

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームを調査することができる職員であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

厚生大臣

氏　名　　印

（裏　面）

老人福祉法（抄）

（届出等）

第二十九条

3　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

（緊急時における厚生大臣の事務執行）

第三十四条の二　第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同項の規定による認可の取消しを除く。）又は第二十九条第三項及び第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入所者の保護のため緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

老人福祉法施行規則（抄）

第二十一条　法第二十九条第三項の規定により有料老人ホームを調査する当該職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考　この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

附　則

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている証明書については、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生省令第四十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日　　厚生大臣　丹羽　雄哉

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条」に、「第三十六条の四」を「第三十六条の二」に、「第三十九条の八」を「第三十九条の六」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項を削る。